



沖縄労働局発表
 令和6年3月1日(金)

担当	沖縄労働局 労働基準部 監督課
	課長 平良 喜作
	主任労働基準監察監督官 川満 秀明
	電話：098-868-4303

労働基準関係法令違反率78.4% 前年比6p増 全国平均より7.8p高く

～ 令和4年の沖縄労働局管内における監督指導等の実施状況について ～

沖縄労働局（局長 西川昌登）は、令和4年に管内5つの労働基準監督署が実施した監督指導等の実施状況について、以下のとおり取りまとめました。

【令和4年監督指導等の実施状況のポイント】（資料1参照）

1 県内の令和4年の定期監督等（欄外※1）の実施事業場数は1,696件（内違反事業場数1,329件）。違反率78.4%。前年比6p増。全国平均より7.8p高い（グラフ①参照）。

業種別の違反率では、接客娯楽業94.2%、建設業77.5%、製造業76.9%、保健衛生業76.9%となっており、接客娯楽業が急激に悪化し突出して高い（グラフ②参照）。

県内の定期監督等の違反率の推移を見ると、平成10年から上昇傾向が続いており、労働災害発生件数の増加や有効求人倍率の上昇と関連があると推察される（グラフ③参照）。

2 申告（欄外※2）事業場数は297件（前年比-13件、内監督実施事業場数210件、違反率61.4%）。内容別では賃金不払が216件（違反率46.3%）と最多で、申告全体の70.1%を占める（グラフ⑤、⑧、⑨参照）。

3 令和4年の送検件数は5件（前年比-2件）。内訳は、労働基準法等違反被疑事件が1件、労働安全衛生法等違反被疑事件が4件。過去5年間の送検件数42件のうち「死亡事故など重大な事故」が50%、次いで「労災隠し」が16.7%、「賃金不払（最賃法違反を含む）」が4.8%となっている（グラフ⑩参照）。

引き続き「改正労働基準法等に基づく長時間労働の是正及び過重労働による健康障害の防止」「改正労働基準法等の周知徹底」を重点課題として、以下の取組みを徹底します。

- ① 長時間労働が疑われる事業場等への重点的な監督指導
- ② 「働き方改革関連法に関する説明会」の実施
- ③ 窓口や「沖縄働き方改革推進支援センター」などで幅広くきめ細やかな周知・支援

（※1）「定期監督等」：自主的又は計画的（災害時を含む）に、労働基準監督官が、労働基準法上の労働条件の履行確保や労働安全衛生法上の安全措置等が講じられているかなどを確認し、これらに係る法令違反等が認められた場合には、事業場に対し是正警告・指導を行い、その是正・改善を行わせるもの。

（※2）「申告」：労働基準法第104条第1項に基づき、労働者が労働基準監督署に対し、労働基準関係法令に違反する事実があることを告げ、その違反の是正を求めること。

1 令和4年における監督指導等状況の概要（各グラフは、資料1参照）

（1）定期監督等の実施状況（災害時の監督を含む）

① 全国と県内における定期監督等の法違反率の推移（過去5年間）

グラフ①「過去5年間における定期監督等の法違反率の推移」参照のこと

② 令和4年 県内の定期監督等の業種別違反率

グラフ②「令和4年 定期監督等の業種別の違反率」参照のこと

③ 県内の定期監督等の違反率の推移（昭和47年～令和4年）

グラフ③「沖縄県内の定期監督等の違反率の推移」参照のこと

④ 令和4年 県内の定期監督等の業種別違反率が高い法条文

グラフ④「令和4年 沖縄県内の定期監督等の業種別違反率が高い法条文」参照のこと

（2）申告の処理状況

① 申告処理事業場数（推移）

グラフ⑤「申告処理事業場数及び違反率の推移」参照のこと

② 令和4年 申告処理事業場数等（業種別）

グラフ⑥「申告処理事業場数に対する業種別の割合」及び

グラフ⑦「申告処理における業種別違反率」参照のこと

③ 令和4年 申告処理事業場数等（内容別）

グラフ⑧「申告処理内容の内訳」及び

グラフ⑨「申告処理内容別の違反事業場数」参照のこと

（3）司法事件の送検状況

① 送検内容

グラフ⑩「過去5年間の労働基準法等及び労働安全衛生法被疑事件の送検内容」参照のこと

2 労働条件や働き方改革関連法に関する相談先（資料2参照）

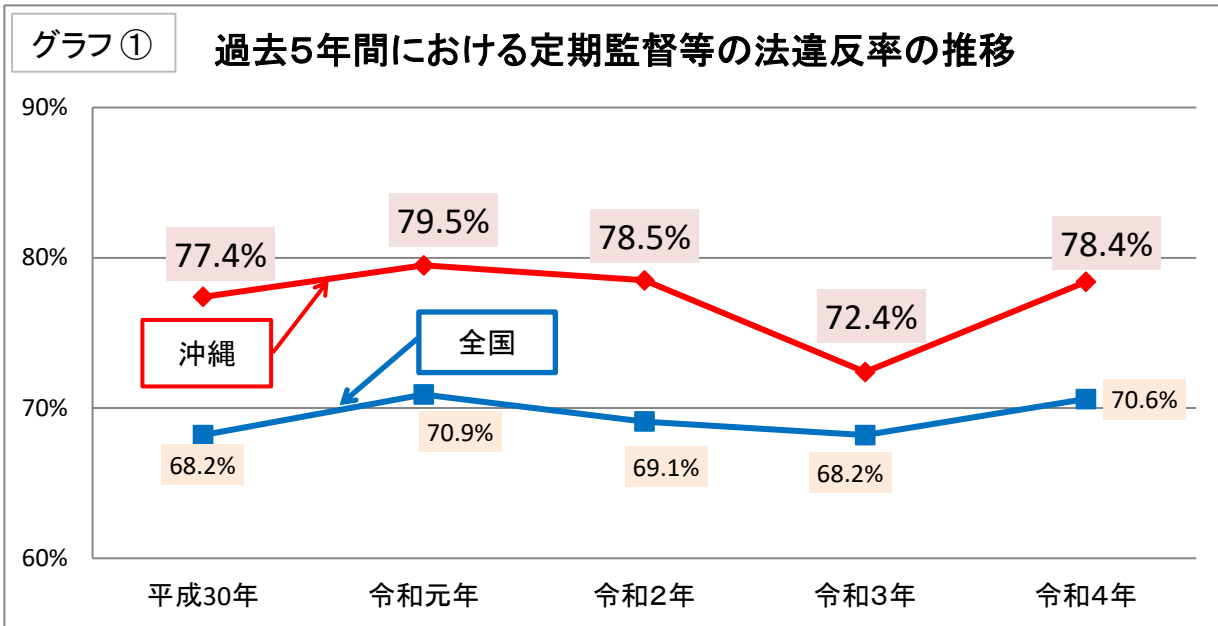
労働基準監督署に設置した労働時間相談・支援コーナー等のほか、沖縄働き方改革推進支援センター、労働条件相談ほっとラインもご利用いただけます。また、ポータルサイト「確かめよう労働条件」や、企業のためのWeb診断サイト「スタートアップ労働条件」を開設し、36協定や就業規則作成のための支援ツールのご提供を行っています。

＜添付資料＞ 資料1 令和4年 監督指導等実施状況

資料2 リーフレット 沖縄働き方改革推進支援センターのご案内

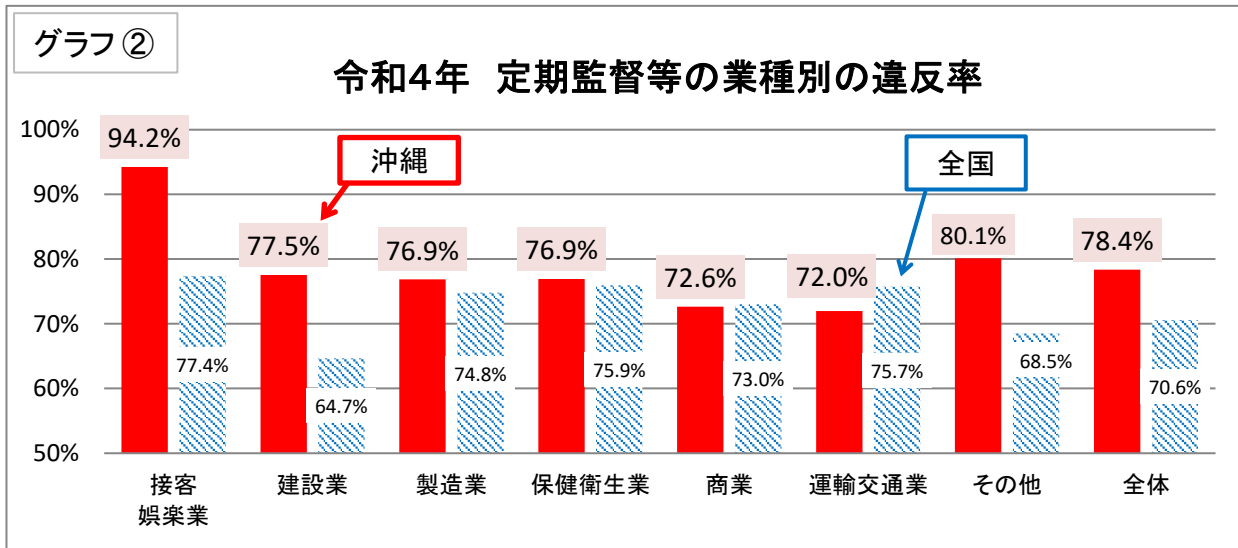
1 定期監督等 (※自主的、計画的(災害時を含む)に実施している行政指導)

① 過去5年間に於ける定期監督等の法違反率の推移



	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
沖縄県	77.4%	79.5%	78.5%	72.4%	78.4%	1,696件(全体) 1,329件(違反)
全国	68.2%	70.9%	69.1%	68.2%	70.6%	142,611件(全体) 100,696件(違反)

② 令和4年 定期監督等の業種別違反率

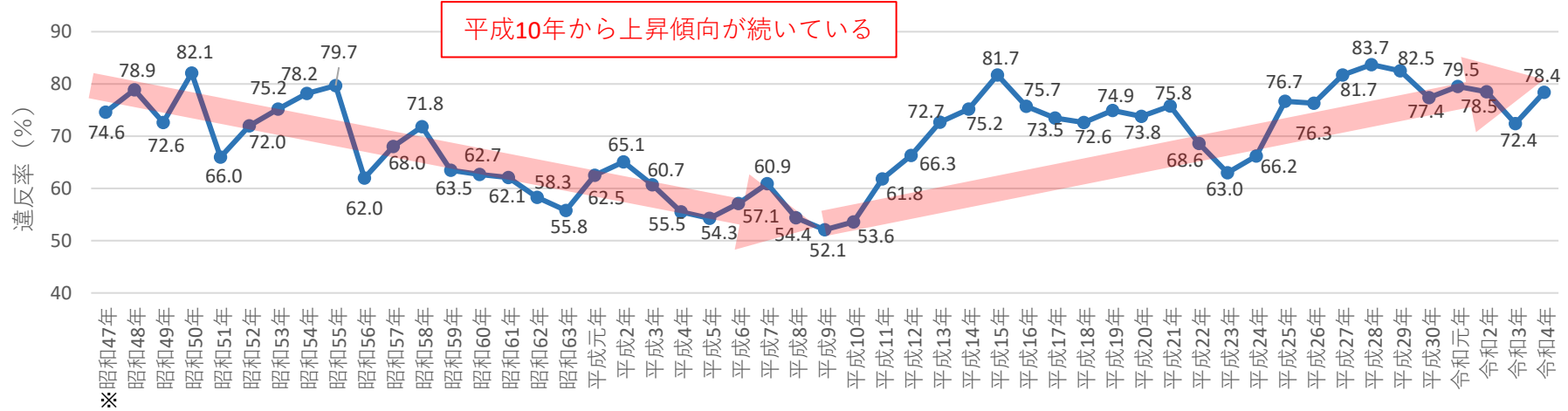


	接客 娯楽業	建設業	製造業	保健衛生業	商業	運輸交通業	その他	全体
定期監督等事業場数	139	908	160	117	201	25	146	1,696
違反事業場数	131	704	123	90	146	18	117	1,329
沖縄県	94.2%	77.5%	76.9%	76.9%	72.6%	72.0%	80.1%	78.4%
定期監督等事業場数	8,370	49,284	31,430	10,833	21,700	5,421	15,573	142,611
違反事業場数	6,476	31,866	23,508	8,225	15,842	4,105	10,674	100,696
全国	77.4%	64.7%	74.8%	75.9%	73.0%	75.7%	68.5%	70.6%

グラフ③

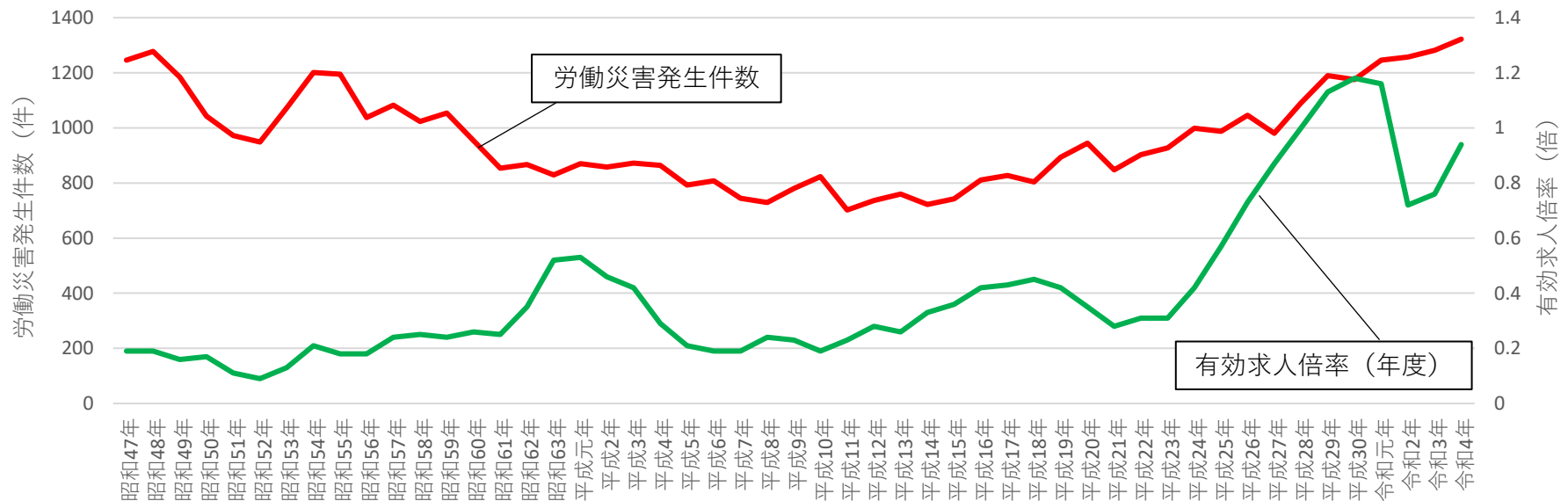
沖縄県内の定期監督等の違反率の推移

資料 1

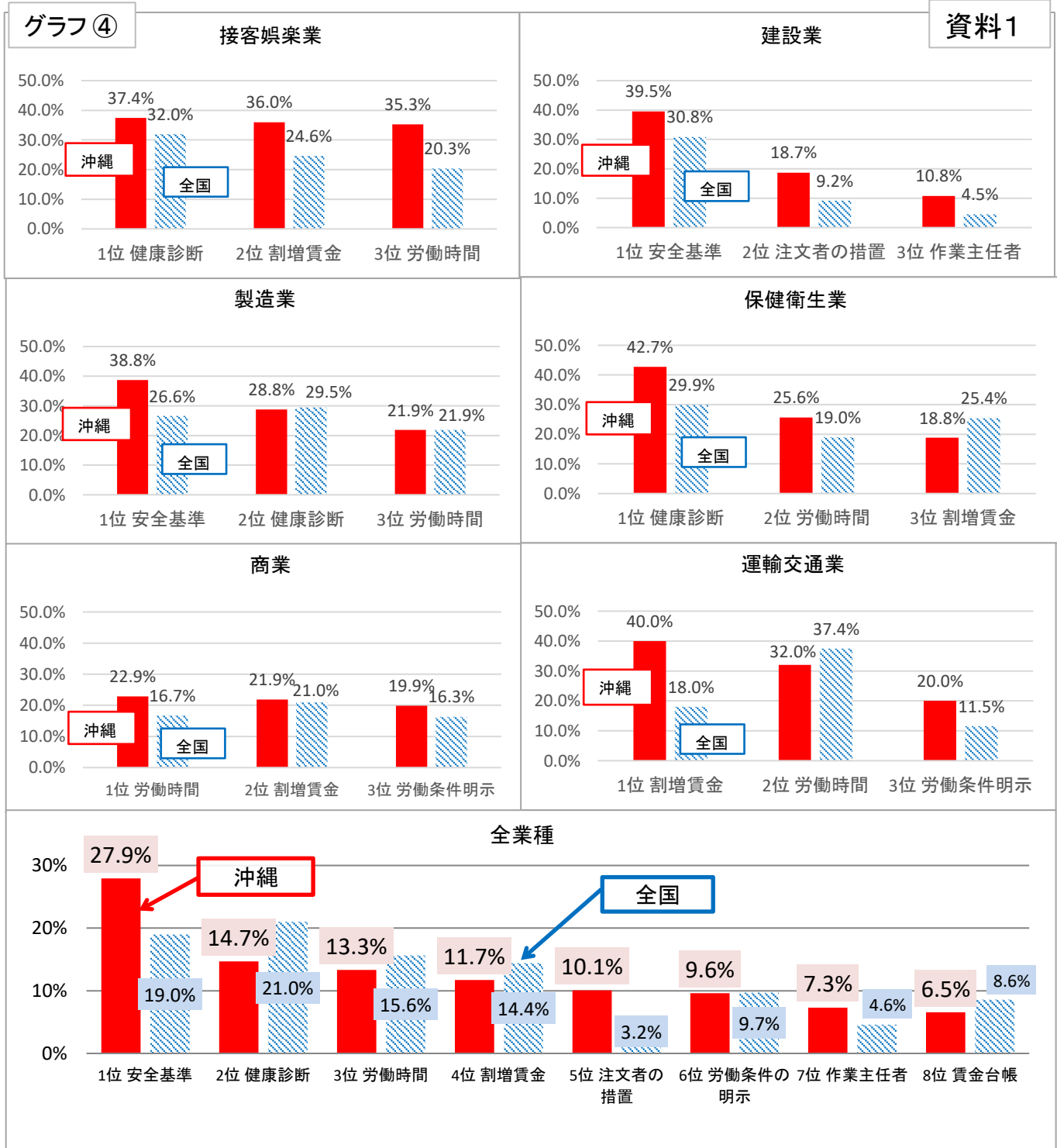


※昭和47年は5月15日から12月31日

(参考) 沖縄県内の労働災害発生件数（休業4日以上、コロナリ患除く）及び有効求人倍率の推移



③ 令和4年 沖縄県内の定期監督等の業種別違反率が高い法条文(全国値は参考)※重複あり

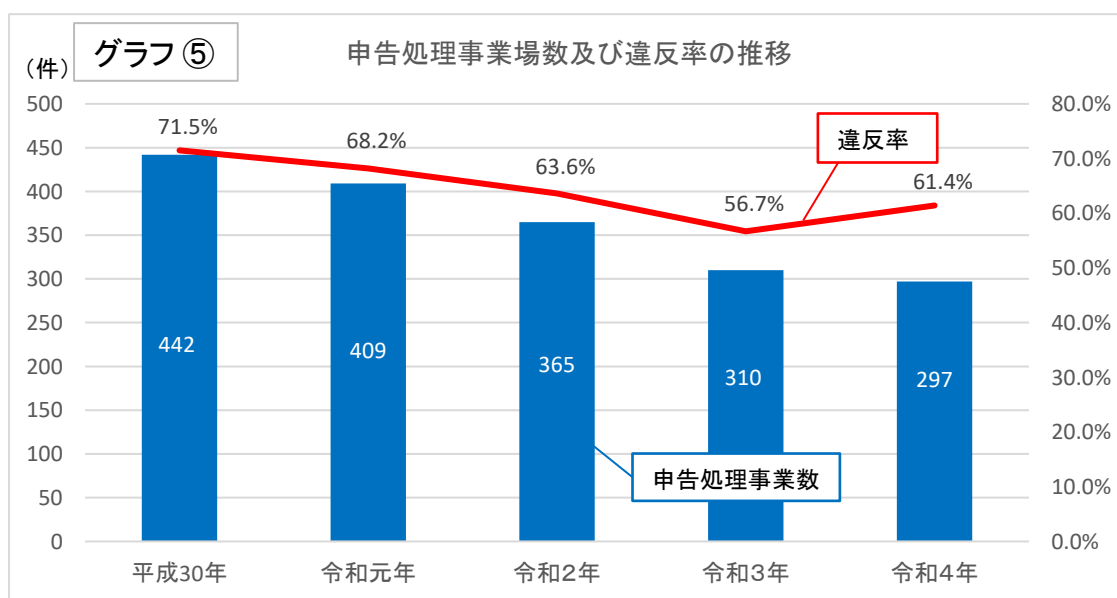


		1位		2位		3位	
		違反事業場数	違反率(%)	違反事業場数	違反率(%)	違反事業場数	違反率(%)
接客娯楽業	沖縄	安衛法第66条～第66条の6 (健康診断)		労働基準法第37条 (割増賃金)		労働基準法第32条 (労働時間)	
	全国	52	37.4%	50	36.0%	49	35.3%
建設業	沖縄	安衛法第20条～第25条 (安全基準)		安衛法第31条 (注文者の講ずべき措置)		安衛法第14条 (作業主任者)	
	全国	359	39.5%	170	18.7%	98	10.8%
製造業	沖縄	安衛法第20条～第25条 (安全基準)		安衛法第66条～第66条の6 (健康診断)		労働基準法第32条 (労働時間)	
	全国	8346	26.6%	9263	29.5%	6889	21.9%

		1位		2位		3位	
		違反事業場数	違反率(%)	違反事業場数	違反率(%)	違反事業場数	違反率(%)
保健衛生業	沖縄	安衛法第66条～第66条の6 (健康診断)		労働基準法第32条 (労働時間)		労働基準法第37条 (割増賃金)	
		50	42.7%	30	25.6%	22	18.8%
	全国	3240	29.9%	2053	19.0%	2747	25.4%
商業	沖縄	労働基準法第32条 (労働時間)		労働基準法第37条 (割増賃金)		労働基準法第15条 (労働条件明示)	
		46	22.9%	44	21.9%	40	19.9%
	全国	3626	16.7%	4550	21.0%	3543	16.3%
運輸交通業	沖縄	労働基準法第37条 (割増賃金)		労働基準法第32条 (労働時間)		労働基準法第15条 (労働条件明示)	
		10	40.0%	8	32.0%	5	20.0%
	全国	976	18.0%	2030	37.4%	626	11.5%
全業種	沖縄	安衛法第20条～第25条 (安全基準)		安衛法第66条～第66条の6 (健康診断)		労働基準法第32条 (労働時間)	
		474	27.9%	249	14.7%	226	13.3%
	全国	27041	19.0%	29974	21.0%	22305	15.6%

2 申告処理 (※申告:労働者から労働基準監督署あて法違反の是正を求めるもの)

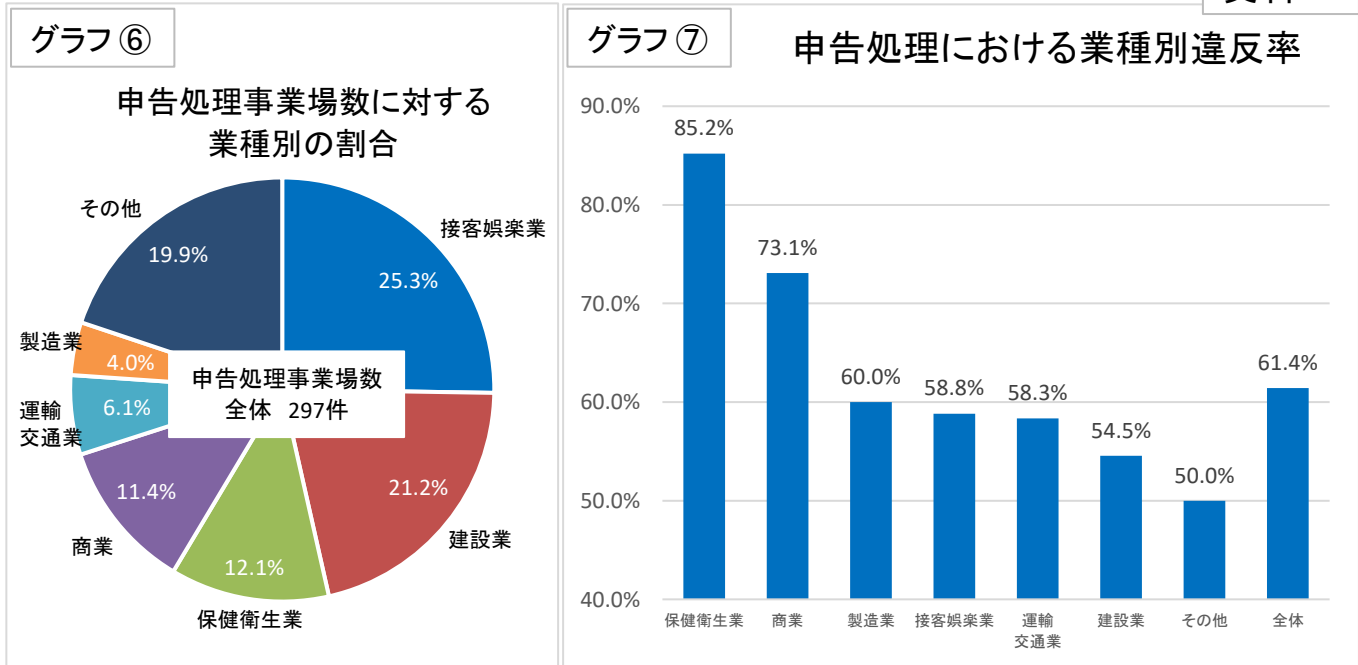
① 申告処理事業場数等(推移)



	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
申告処理事業場数	442	409	365	310	297
前年比	▲ 29	▲ 33	▲ 44	▲ 55	▲ 13
違反事業場数	221	202	175	143	129
違反率	71.5%	68.2%	63.6%	56.7%	61.4%

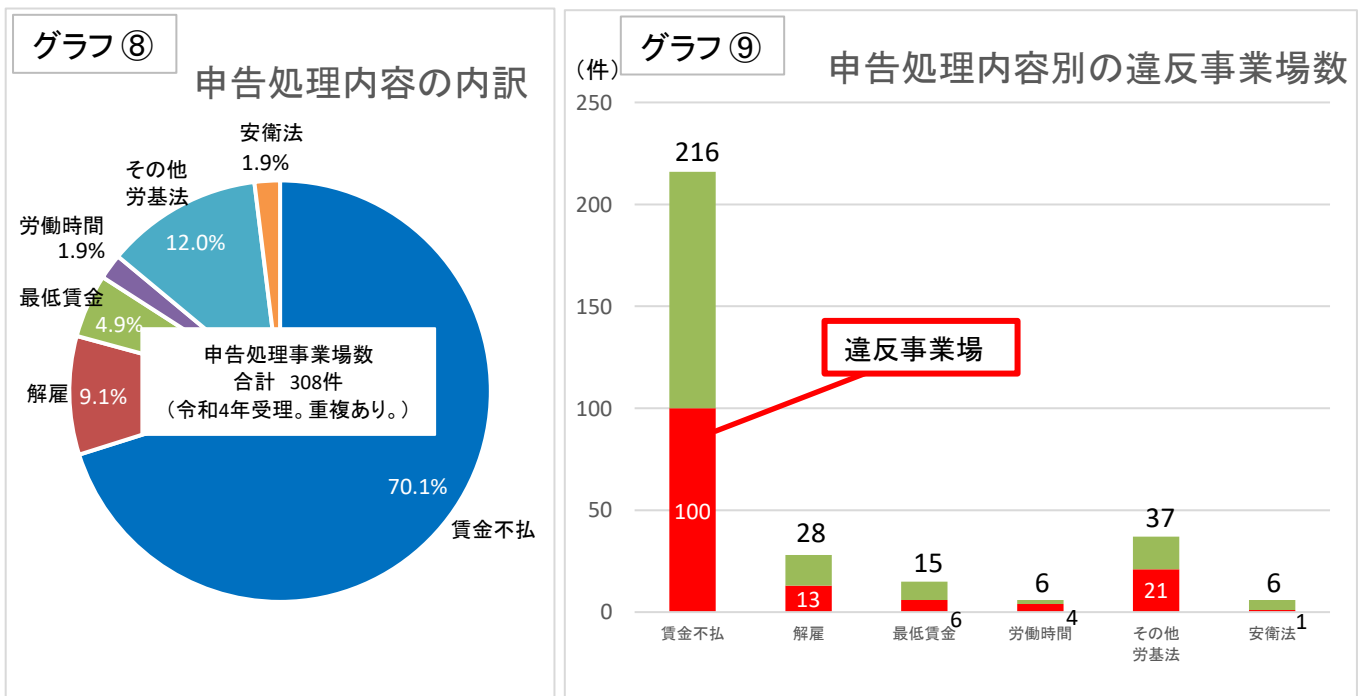
② 令和4年 申告処理事業場数等(業種別)

資料1



	接客娯楽業	建設業	保健衛生業	商業	運輸交通業	製造業	その他	全体
申告処理事業場数	75	63	36	34	18	12	59	297
監督実施事業場数	51	44	27	26	12	10	40	210
違反事業場数	30	24	23	19	7	6	20	129
違反率	58.8%	54.5%	85.2%	73.1%	58.3%	60.0%	50.0%	61.4%

③ 令和4年 申告処理事業場数等(内容別)



申告内容	賃金不払 (労基法)	解雇 (労基法)	最低賃金 (最賃法)	労働時間 (労基法)	その他 (労基法)	安衛法	合計 (左記の 何れか)
申告処理事業場数	216	28	15	6	37	6	308
違反事業場数	100	13	6	4	21	1	145
違反率	46.3%	46.4%	40.0%	66.7%	56.8%	16.7%	47.1%

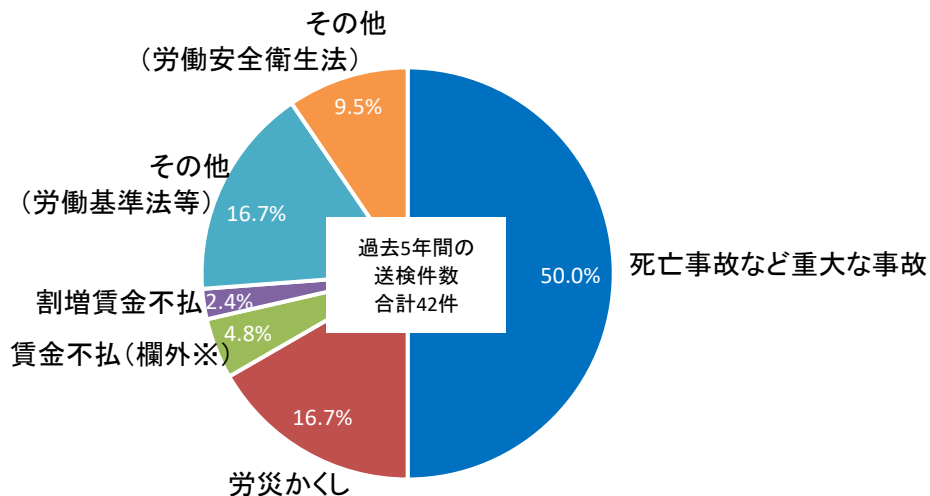
労働基準法を「労基法」と略記
最低賃金法を「最賃法」と略記
労働安全衛生法を「安衛法」と略記

※令和4年に受理したものに限る。また、内容が重複するものも含まれる。

① 送検の内容

グラフ⑩

過去5年間の労働基準法等及び労働安全衛生法違反被疑事件の送検内容



		(件)					
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	合計
労働基準法等	賃金不払(欄外※)		2				2
	割増賃金不払			1			1
	その他	1	1		4	1	7
	合計	1	3	1	4	1	10
労働安全衛生法	労災隠し	3	1	2	1		7
	死亡事故など重大な事故	8	2	7	2	2	21
	その他	2				2	4
	合計	13	3	9	3	4	32
合計		14	6	10	7	5	42

※ 賃金不払は、最低賃金法違反を含む。

中小企業・小規模事業の事業主を
専門家が無料でサポート!

社会保険労務士等の
専門家が悩み解決の
お手伝いをします!



働き方改革から 働きがい 改革へ

オンライン
対応可



あなたの会社の 「働き方改革お悩み診断」

- 正社員と非正規社員との間に格差があるがその理由を説明することができない
- 人材不足による長時間労働を削減するにはどうしたらいいか
- 従業員の有給休暇の取得がなかなか進まない
- 就業規則を見直したいが、どのようにすればいいかわからない
- どのような助成金があるのか具体的に知りたい
- パパ育休や育休取得者がいる職場のマネジメントを相談したい
- ハラスメント対応のために何をすればいいのか?
- 36協定の書き方がわからない

Check!

ご利用いただけるサービス

センター相談

支援センターに社労士等の専門家が常駐し、電話・来所・メール相談に応じます。



セミナー

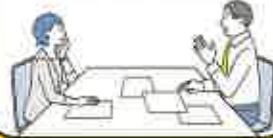
各種団体の総会や研修会にて無料で講師を派遣し、働き方改革に関する講演を行います。



出張相談会

県内の商工団体等にて、出張相談窓口を開設します。

※ホームページに出張相談窓口の開設日程を掲載しています。



企業訪問支援

希望される企業へ社労士等の専門家が訪問し、支援を行います。※複数回訪問可能



お問合せ・ご相談は、電話・メール・来所等のいずれでも可能です。

沖縄働き方改革推進支援センター

〒900-0021 那覇市泉崎1-20-1 カフーナ旭橋A街区（那覇オーバ3階）

フリー
ダイヤル

0120-420-780

FAX : 098-869-2014

メール : soudan@srokinawa.com

時間 : 9:00-17:00(土・日・祝日を除く)



企業訪問支援・来所相談申込

事業所名		業種	
住所		担当者名	
部署		役職	
電話番号		FAX番号	
E-mail:			
申込内容	<input type="checkbox"/> ①企業訪問支援 <input type="checkbox"/> ②来所相談		
希望日時	第1希望日	令和 年 月 日()	時
	第2希望日	令和 年 月 日()	時
	第3希望日	令和 年 月 日()	時
相談内容	<input type="checkbox"/> 長時間労働の削減 <input type="checkbox"/> 労働時間の管理 <input type="checkbox"/> 労働者の定着 <input type="checkbox"/> 有給休暇 <input type="checkbox"/> 就業規則 <input type="checkbox"/> 賃金制度の見直し <input type="checkbox"/> 労働関係助成金 <input type="checkbox"/> 36協定 <input type="checkbox"/> 非正規労働者の処遇改善 <input type="checkbox"/> その他労務相談 <input type="checkbox"/> 相談の具体的内容・その他 <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div>		

FAX: 098-869-2014

お申込みお問合せは、FAX番号または下記のメールアドレス宛に送信ください。



沖縄働き方改革推進支援センター

〒900-0021 那覇市泉崎1-20-1 カパーナ旭橋A街区 (那覇オーバ3階)
 時間: 9:00-17:00(土・日・祝日を除く)

メール: soudan@srokinawa.com

